

令和4年度税制改正 (中小企業関連)

中小企業向け賃上げ促進税制

従業員への分配に積極的な中小企業を後押しできるよう、「雇用者全体の給与（雇用者給与等支給総額）」や「教育訓練費」を増加させた企業に対して、雇用者全体の給与の増加額の**最大40%**を税額控除。

必須要件

雇用者全体の給与（給与等支給額）が前年度比で2.5%以上増加

⇒ 給与増加額の**30%**を税額控除*

or

雇用者全体の給与（給与等支給額）が前年度比で1.5%以上増加

⇒ // **15%**を税額控除*

追加要件

教育訓練費が前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%**税額控除*

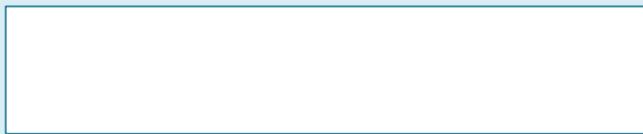
* 控除上限は法人税額の20%

ポイント

- ✓ **かつてない高い税額控除率（最大40%）**
 - これまでの中小企業向け所得拡大税制の税額控除率は最大25%
- ✓ **幅広い「賃金」や「教育訓練費」が対象**
 - 既存の雇用者賃金も、新規採用の雇用者賃金も
 - 基本給も、ボーナスも
 - 社内研修費も、外部委託研修・外部研修への参加費も
- ✓ **中小企業の使い勝手に配慮したシンプルな設計**
 - 賃上げだけでも活用できます
 - 賃金台帳の確認等の煩雑な事務手続が少ない

お問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター（03 - 6281 - 9821）
（平日9:30～12:00、13:00～17:00）



赤字中小向け賃上げ支援（補助金）

赤字など業況が厳しい中で、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行う。

○ものづくり・商業・サービス補助金

補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

補助上限と補助率：

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円	1/2（※2）
回復型賃上げ・雇用拡大枠 （給与支給総額を年率平均1.5%以上増加かつ事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる赤字事業者が対象）		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

（※1）従業員規模により異なる （※2）小規模事業者・再生事業者は2/3

○持続化補助金

補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

補助上限と補助率：

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 （成長・分配強化枠の一部の類型において赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠 （賃上げ（事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象）や事業規模の拡大）	200万円	
新陳代謝枠 （創業や後継ぎ候補者の新たな取組）	200万円	
インボイス枠 （インボイス発行事業者への転換）	100万円	

お問い合わせ先

- ものづくり補助金：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
(03-3501-1816)
- 持続化補助金：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (03-3501-2036)

中小企業の交際費課税の特例

概要

法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については、800万円までの交際費等を全額損金算入**することが可能。

中小企業の少額減価償却資産の特例

概要

中小企業者等が**30万円未満の減価償却資産**を取得した場合に、**合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）**することが可能。

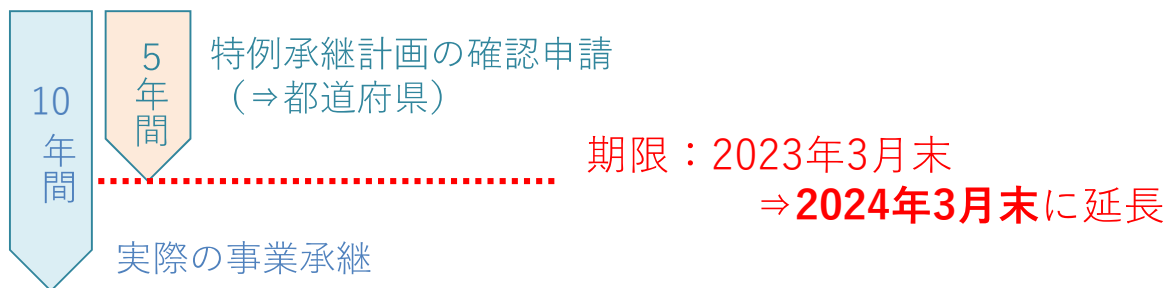
※多額の設備投資については、別途、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制あり

事業承継税制

概要

事業承継時の**贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**法人版の特例承継計画の確認申請の期限を1年間延長**。

【制度の申請・適用期限（法人版）】



土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

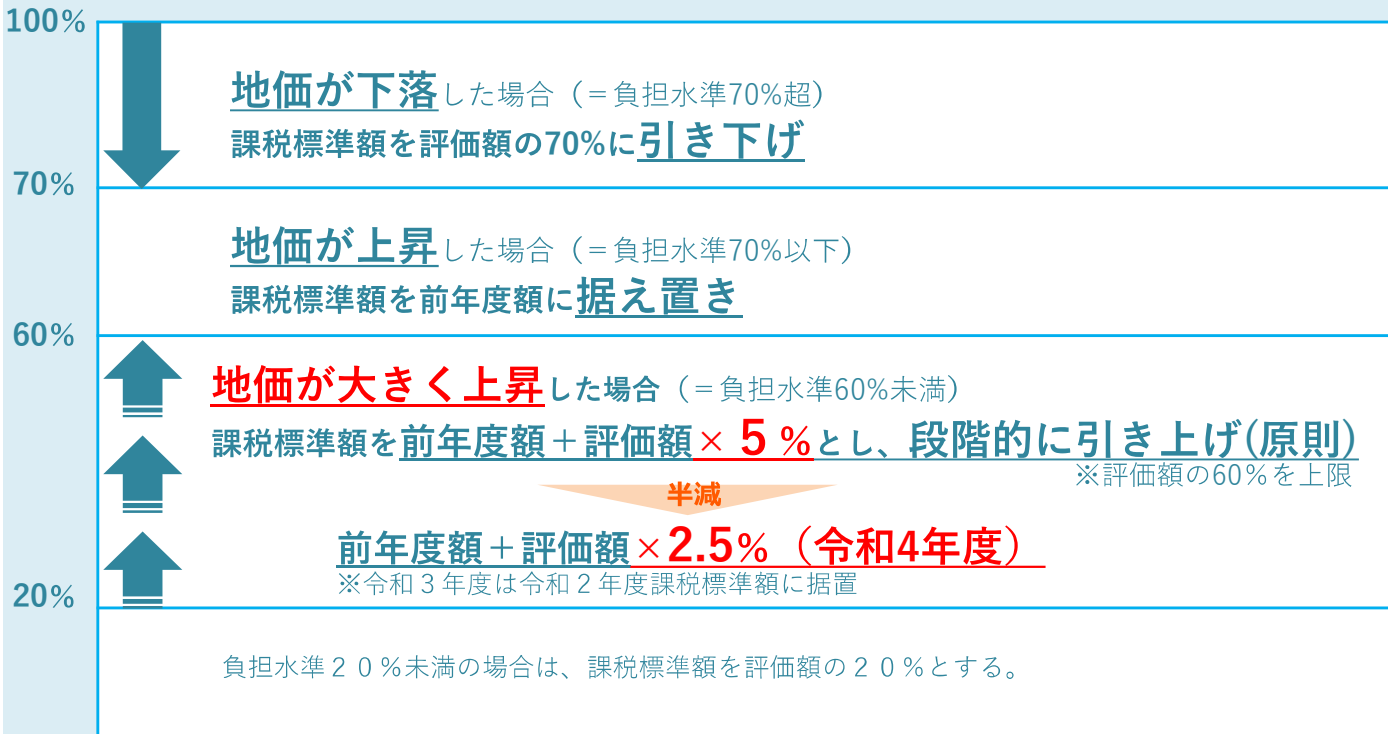
概要

土地（商業地等）に係る固定資産税について、令和4年度は、課税額が上昇する土地について、**税額上昇分を半減する措置**を講じ、税負担の増加を緩和。

【負担調整措置（商業地等）】

負担水準

(前年度課税標準額 ÷ 当該年度評価額)



※都市計画税についても同様の措置

【参考：固定資産税の算出方法】

当該年度の固定資産税
評価額
(地価公示価格の7割)

負担調整措置を
踏まえて算出

当該年度の
**課税
標準額**

×

税率
1.4%

=

土地の
固定資
産税額

※標準税率